

福島県過疎・中山間地域振興条例の一部を改正する条例

提出理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行を踏まえ、過疎・中山間地域の持続的発展を図っていくことが重要であることから、関係規定を見直すとともに、併せて条例制定以後の社会情勢の変化に対応するため、所要の改正をしようとするものである。